# 「令和８年度放課後児童支援員等体験活動スキル向上業務」
# 公募型プロポーザル実施要領

## １　目的

この要領は、「令和８年度放課後児童支援員等体験活動スキル向上業務」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本募集は、令和８年度当初予算の成立を前提に行うものであり、今後、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があり得ることに留意すること。

## ２　企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「４　応募資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議を行った上で、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

## ３　委託業務の概要

（１）委託業務名　令和８年度放課後児童支援員等体験活動スキル向上業務
（２）業 務 内 容　別紙仕様書のとおり
（３）提案限度額　金４，９６８千円（消費税及び地方消費税を含む）
（４）契 約 期 間　契約締結日から令和９年３月 19 日（金）まで

## ４　応募資格

本企画提案に応募しようとする者は、当該業務を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（１）から（６）までの全ての要件を満たす者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者ではないこと。
（２）　地方自治法施行例（昭和 22 年政令第 18 号）第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
（３）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きを行っている者でないこと。
（４）　国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
（５）　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
（６）　暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

## ５　スケジュール

| 項　目 | 日　程 |
|---|---|
| 企画提案参加募集開始・質問受付開始 | 令和８年３月 16 日（月）から |
| 参加申込書提出・質問受付期限 | 令和８年３月 30 日（月）まで |
| 企画提案書提出期限 | 令和８年４月 15 日（水）まで |
| 選定委員会 | 令和８年４月下旬（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和８年４月下旬（予定） |

## ６　プロポーザルへの応募表明

プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル参加申込書（様式１）を提出すること。

（１）提出期限

令和８年３月 30 日（月）17 時 15 分まで

（持参する場合の受付時間：平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで）

（２）提出方法

持参、郵送（郵送の場合は書留必着）またはメールにより上記の提出期限までに提出すること。

（３）提出場所等

①持参又は郵送の場合

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課こども政策グループ

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２（県庁第一別館９階）

②メールの場合

メールのタイトルを「【参加申込書】令和８年度放課後児童支援員等体験活動スキル向上業務」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail:kosodate@pref.ehime.lg.jp

（４）その他

応募表明後、辞退する場合は企画提案辞退届（参考様式４）を提出すること。

## ７　質問

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合は、質問書（様式２）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けない。

（１）受付期限　令和８年３月 30 日（月）17 時 15 分まで

（２）質問の提出方法

メールのタイトルを「【質問書】令和８年度放課後児童支援員等体験活動スキル向上業務」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail:kosodate@pref.ehime.lg.jp

（３）回答

質問に対する回答は、令和８年４月８日（水）までに応募者全員に対して電子メールまたはＦＡＸで送付する。

## ８　企画提案書類等の提出

（１）企画提案書類

次に掲げる書類①～④をすべて提出すること。ただし、企画提案書類の提出日において、県の令和６～８年度競争参加資格を有する場合は、書類④の提出を省略することができる。

①企画提案の提出書及び申告書（様式３）・・・１部
②企画提案書（参考様式１）・・・正１部、副（写し）６部
③見積書（参考様式２）・・・正１部、副（写し）６部
④会社概要書（一部業務を委託する予定の会社を含む。）（参考様式３）
・・・正１部、副（写し）６部

（２）提出期限　令和８年４月 15 日（水）17 時 15 分まで
（持参する場合の受付時間：平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで）

（３）提出場所　愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課こども政策グループ
〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２（県庁第一別館９階）

（４）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）により上記の提出期間必着にて提出すること。

## ９　参加に際しての注意事項

（１）失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

①　選定委員に対して、直接間接を問わず故意に接触を求めた場合
②　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
③　事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
④　企画提案書類に虚偽の記載をした場合
⑤　本募集要領に違反すると認められる場合
⑥　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（２）無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② ４の提案限度額を超えた見積額を提示した場合

（３）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

（４）複数提案の禁止

複数の提案書は提出できない。

（５）提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微なもの及び県からの指示を除く。）

（６）返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（７）費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

（８）その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、本募集要領の記載内容に同意した者とする。

## 10　見積書作成に当たっての注意事項

企画提案内容を実施するために必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。

## 11　委託事業者の選定及び評価方法

（１）選定方法

県が別に定める委員により組織された「令和８年度放課後児童支援員等体験活動スキル向上業務に係る選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が審査を行う。

なお、選考委員会では、別添評価基準に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションにより審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

（２）一次選考について

応募者多数（４者以上）の場合は選考委員会による書類審査を行うことがある。

この場合、審査を経過した者のみ、プレゼンテーションを実施する。
（３者以下の場合は、全応募者にプレゼンテーション審査を実施する。）

（３）プレゼンテーション審査

①実施日：令和８年４月下旬（予定）

②実施場所：県庁内会議室（予定）

③プレゼンテーションの所要時間（１提案者あたり）

・プレゼンテーション　15 分以内

・審査委員からの質疑　15 分程度

④注意事項

・説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を選考委員会当日までに７部用意すること。

・各参加者の開始時間は、後日通知する。

・プレゼンテーション参加人数は、１提案者あたり３名までとする。

・パソコン、プロジェクターは県で用意する。他に必要な機材は、提案者が用意するとともに、事前に県（子育て支援課）まで連絡すること。

・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。

・指定時間に 10 分以上遅れた場合は、審査対象としない。

・指定時間に遅刻（10 分未満）した参加者のプレゼンテーションの所要時間の延長は認めない。

・審査に当たり、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。

ア　期間　プレゼンテーション選考委員会の前日まで

イ　方法　参加申請書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

（４）委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションにより審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者（基準点（６割）以上の場合に限る。）を委託候補者とする。

最高点の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定する。

応募者が１名のみの場合、審査結果において基準点（６割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。

なお、基準点（６割）を満たす者がいない場合は、再度公募する。

（５）委託候補者の通知及び公表

委託候補者決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、愛媛県ホームページに委託候補者の名称を公表する。

## 12　委託契約について

委託提案者と条件等を協議の上、仕様書の内容を確認し契約を締結する。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議する。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より業務の効果を上げるため、協議による変更を求めることがある。

なお、契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。委託候補者となった場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（kosodate@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（様式４）を提出すること。

## 13　公正な企画提案の確保

（１）企画提案の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２）企画提案の参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び企画提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

（３）企画提案の参加者は、最優秀提案者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

（４）企画提案の参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 14　担当及び問合せ

〒790-8570　愛媛県松山市一番町４丁目４番地２（県庁第一別館９階）
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課こども政策グループ
TEL：089-912-2448
FAX：089-912-2409
E-mail：kosodate@pref.ehime.lg.jp